

資料2 利用料金表

| 現行利用料金 | | | | 上限利用料金 | | | |
|--------------|-----------------------|--------------------|--------|--------------|-----------------------|--------------------|--------|
| 区分 | | 単位 | 金額 | 区分 | | 単位 | 金額 |
| りんくう中央 公園 | テニスコート | 1面1時間 | 600円 | りんくう中央 公園 | テニスコート | 1面1時間 | 630円 |
| | テニスコート 用照明施設 | 1面1時間 | 400円 | | テニスコート 用照明施設 | 1面1時間 | 420円 |
| | フットサルコ ート | 1面1時間 | 5,000円 | | フットサルコ ート | 1面1時間 | 5,240円 |
| | フットサルコ ート用照明施 設 | 1面1時間 | 500円 | | フットサルコ ート用照明施 設 | 1面1時間 | 520円 |
| | 駐車場(大型自 動車を除く。) | 30分以内 | 0円 | | 駐車場(大型自 動車を除く。) | 30分以内 | 0円 |
| | | 2時間以内 | 100円 | | | 2時間以内 | 100円 |
| | | 1時間(2時間を超 える場合) | 100円 | | | 1時間(2時間を超 える場合) | 100円 |
| | 1日 | 500円 | | 1日 | 520円 | | |

備考

- 令和7年度の利用料金の金額については、関係団体との調整等が必要ですので、現行利用料金の金額とする。
- 上限利用料金とは、泉佐野市公園条例別表第1で規定している利用料金のことです。利用料金については、上限利用料金の金額の範囲内で市の承認を受けて利用料金の金額を決めることができます。
ただし、利用料金の金額を変更しようとする場合には、市と協議した上で当該年度の事業実施計画書に記載し、市の承認を受けなければならない。
- 「大型自動車」とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定する普通自動車のうち、乗車定員11人以上のもの及び同条に規定する大型特殊自動車をいう。